

○山武市議会政務活動費の交付に関する条例

平成19年6月29日条例第17号

改正

平成20年9月25日条例第23号

平成25年2月27日条例第1号

山武市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、山武市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、山武市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額)

第3条 会派に対する政務活動費は、月額1万5,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

- 2 前項の所属議員の数は、各月の初日における各会派の所属議員数による。
- 3 月の初日において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議員の所属会派からの脱会若しくは除名があった場合は、当該議員は、前項の所属議員数に含まないものとする。
- 4 月の初日において、議員の任期が満了し、議会が解散し、又は会派が解散したときは、当月分の政務活動費は、交付しない。
- 5 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、4月15日までに別に定める様式により政務活動費の交付を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、別に定める様式により当該変更について市長に申請しなければならない。
- 3 年度の途中において、新たに会派が結成されたときは、当該会派の代表者は、会派が結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）の15日までに政務活動費の交付を市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、各会派の代表者から前条の規定による申請があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、当該各会派の代表者に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けたときは、別に定める様式により政務活動費の交付を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該年度分の政務活動費を一括して交付するものとする。
- 3 年度の途中において、新たに会派が結成されたときは、当該会派の結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）の分以降の政務活動費を当該会派に対して交付する。
- 4 年度の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、当該会派に対し、既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）の分から調整する。
- 5 年度の途中において、会派が解散したときは、当該会派の代表者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）の分以降の政務活動費を速やかに市長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者の責務)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の経理を行い、常にその収入及び支出を明確にしておかなければならない。

(収支報告書)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書その他支出を証する書類（以下「領収書等」という。）を添えて、当該政務活動費の交付を受けた年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書に領収書等を添えて議長に提出しなければならない。

3 議長は、収支報告書の写しを、市長に速やかに提出しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の運用の適正を期するため、前条の規定による収支報告書により報告がされたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務活動費の返還)

第11条 市長は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において行った政務活動費による支出(第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

2 市長は、会派が次の各号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付の決定を取り消し、又は既に交付された政務活動費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、政務活動費の交付の決定を受け、又は政務活動費の交付を受けたとき。

(2) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(交付申請に関する経過措置)

2 平成19年度分の政務調査費の交付申請に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「毎年度、4月15日」とあるのは、「平成19年度においては、7月15日」とする。

附 則 (平成20年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 2 月27日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山武市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の山武市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第 7 条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費